

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和7年4月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)
<b>I 土木工事共通仕様書 (本文)</b>		
<b>第1編 共通編</b> <b>第2章 材料</b>	<b>第1編 共通編</b> <b>第2章 材料</b>	
<b>1-2-9-2 セメントコンクリート製品</b> セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。 (1) JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類, 製品の呼び方及び表示の通則) (2)~(8) (省略)	<b>1-2-9-2 セメントコンクリート製品</b> セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。 (1) JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類, 製品の呼び方及び表示の通則) (2)~(8) (省略)	I-1-2-36 (I-1-2-36) ■誤記の修正 △
<b>1-2-9-3 コンクリートブロック (工場製品)</b> 1. (省略) 2. 材 料 (1) セメント セメントは、次のいずれかの規格に適合するものでなければならない。 (ア) JIS R 5210 (ポルトランドセメント) (イ) JIS R 5211 (高炉セメント) (ウ) JIS R 5212 (シリカセメント) (エ) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) (オ) <b>JIS R 5214 (エコセメント)</b>  (2)~(4) (省略)  3. 試 験 (1) 質量試験 ブロックの質量試験は、1個当たりの質量を <b>気乾</b> 状態で測定して行う。	<b>1-2-9-3 コンクリートブロック (工場製品)</b> 1. (省略) 2. 材 料 (1) セメント セメントは、次のいずれかの規格に適合するものでなければならない。 (ア) JIS R 5210 (ポルトランドセメント) (イ) JIS R 5211 (高炉セメント) (ウ) JIS R 5212 (シリカセメント) (エ) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)  ~~~~~ (2)~(4) (省略)  3. 試 験 (1) 質量試験 ブロックの質量試験は、1個当たりの質量を <b>表面乾燥飽水</b> 状態で測定して行う。	I-1-2-37 (I-1-2-37) ■実態を考慮し見直し△
<b>第1編 共通編</b> <b>第3章 一般施工</b>	<b>第1編 共通編</b> <b>第3章 一般施工</b>	I-1-3-67 ■大型化積みブロックの施工に係る留意点を追加 ○
<b>1-3-5-6 大型化積ブロック工</b> 1. 大型化積ブロック (控長35cmのまま大型化した積ブロック) を練積みかつ布積みで施工する場合には、積みブロック同士の一体性を確保するため、積みブロック同士の接合部と胴込めコンクリートの打継ぎ面の高さが揃わないようにしなければならない。 2. 上記1項以外の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版 (一部改定)	(旧) 令和6年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第2編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p><b>2-1-3-4 コンクリートブロック工</b></p> <p>1. コンクリートブロック工の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、連節ブロックの施工に当たって、盛土箇所、埋立箇所または軟弱地盤箇所に布設する場合は、特に、施工後沈下のないよう入念に地盤 拵えを行わなければならない。また、法面は掘過ぎを避け、不陸のないよう正確に仕上げなければならない。</p> <p>3. 受注者は、連節ブロックの施工において、展開図を作成する際、<b>1m2当たりのブロック質量を満足させるよう配列するものとする。</b>  <small>なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。</small></p> <p>4. <b>連節ブロックは、連結線での結束またはシャックル等の金具にて連結するものとする。</b></p> <p>5. 連結線の線径は、表1-5によるものとする。</p> <p>6. 連結線は、引張強度で690N/mm<sup>2</sup>以上の鋼線（品質は 1-2-7-24 その他の鉄線類による）とし、頭部結束は1回半ねじり以上とし、隣の列の鋼線に順を追って結束するものとする。</p> <p>7. <b>シャックルの径はφ12mm、材質は、1-2-7-2 構造用圧延鋼材の(1)を標準とする。なお、その他の金具を使用する場合は、表1-5に示す連結線と同等以上の引張強度のものとし、工事監督員の承諾を受けること。</b></p> <p>8. 鋼線は基本的に連結しないことを原則とする。やむを得ない場合は、工事監督員の承諾を受けた上で、ステンレス鞘管による加圧継手とする。  <small>鞘管の品質及び規格はSUS304、外径10.5mm、内径6.5mm、L=145mm以上とする。また、連結部は鋼線と鞘管を圧着させ、引張強度は19.5kN以上とする。なお、施工方法及び施工管理等は、施工前に工事監督員と十分協議すること。          加圧方法は下記を標準とする。(図1-1参照)          これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。</small></p> <p>9. 吸出防止材の重ね合わせ幅は10cm以上とし、布設方法は図1-2のとおりとする。  <small>なお、吸出防止材の材質は、1-2-17-4 河川護岸用吸出し防止シート による。</small></p> <p>10. 受注者は、法枠ブロック工の施工については、以下によるものとする。          (1)～(5) (省略)</p>	<p><b>第2編</b> <b>第1章 築堤・護岸</b></p> <p><b>2-1-3-4 コンクリートブロック工</b></p> <p>1. コンクリートブロック工の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、連節ブロックの施工に当たって、盛土箇所、埋立箇所または軟弱地盤箇所に布設する場合は、特に、施工後沈下のないよう入念に地盤 拵えを行わなければならない。また、法面は掘過ぎを避け、不陸のないよう正確に仕上げなければならない。</p> <p>3. 連結線の線径は、表1-5によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、連節ブロックの<b>曲線部の施工</b>において、展開図を作成する際、  <small>隣接するブロックとの間隔が最大3cm以上になる場合は異形ブロックを使用し、質量については基本型ブロックで布設したものと同程度になるように配列することを基本とする。          これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。</small></p> <hr style="border: 1px dashed red;"/> <p>5. 連結線は、引張強度で690N/mm<sup>2</sup>以上の鋼線（品質は 1-2-7-24 その他の鉄線類による）とし、頭部結束は1回半ねじり以上とし、隣の列の鋼線に順を追って結束するものとする。</p> <hr style="border: 1px dashed red;"/> <p>6. 鋼線は基本的に連結しないことを原則とする。やむを得ない場合は、工事監督員の承諾を受けた上で、ステンレス鞘管による加圧継手とする。  <small>鞘管の品質及び規格はSUS304、外径10.5mm、内径6.5mm、L=145mm以上とする。また、連結部は鋼線と鞘管を圧着させ、引張強度は19.5kN以上とする。なお、施工方法及び施工管理等は、施工前に工事監督員と十分協議すること。          加圧方法は下記を標準とする。(図1-1参照)          これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。</small></p> <p>7. 吸出防止材の重ね合わせ幅は10cm以上とし、布設方法は図1-2のとおりとする。  <small>なお、吸出防止材の材質は、1-2-17-4 河川護岸用吸出し防止シート による。</small></p> <p>8. 受注者は、法枠ブロック工の施工については、以下によるものとする。          (1)～(5) (省略)</p>	<p>I-2-1-9 (I-2-1-9) I-2-1-10 (I-2-1-10) ■連節ブロックの配置及び連結金具の仕様について記載◎</p>

## 第9節 セメントコンクリート製品

### 1-2-9-1 一般事項

1. セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（ $\text{Cl}^-$ ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。  
なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、セメントコンクリートのアルカリシリカ反応抑制対策として、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表 5. コンクリートの耐久性向上対策の各項に規定する対策のいずれか一つをとらなければならない。  
また、受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行い、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。

### 1-2-9-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。

- (1) JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則）
- (2) JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品一材料及び製造方法の通則）
- (3) JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品一検査方法通則）
- (4) JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
- (5) JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
- (6) JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
- (7) JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）
- (8) JIS A 5506（下水道用マンホールふた）

### 1-2-9-3 コンクリートブロック（工場製品）

1. 品質
  - (1) ブロックの外観は、有害なきずがなく、良好でなければならない。
  - (2) コンクリートブロックの圧縮強度は、 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、水セメント比55%以下で、AEコンクリートとする。
  - (3) 空気量はJIS A 1128（フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法一空気室圧力方法）の測定方法で $4.5 \pm 1.5\%$ でなければならない。また、即脱型の場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表 4. 試験方法 により測定した空気量が $2.5 \pm 1\%$ でなければならない。
  - (4) モルタルで面仕上げをする場合、その水セメント比はブロックの品質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。

## 2. 材 料

- (1) セメント  
セメントは、次のいずれかの規格に適合するものでなければならない。
    - (ア) JIS R 5210（ポルトランドセメント）
    - (イ) JIS R 5211（高炉セメント）
    - (ウ) JIS R 5212（シリカセメント）
    - (エ) JIS R 5213（フライアッシュセメント）
    - (オ) JIS R 5214（エコセメント）
  - (2) 骨 材  
骨材は、清浄・強硬・耐久で適切な粒度をもち、ごみ、泥、有機物、薄い石片、細長の石片などの有害量を含んではならない。さらに、碎石、砕砂、高炉スラグ粗（細）骨材は、次の規格に適合するものでなければならない。
    - (ア) JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）
    - (イ) JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材一第1部：高炉スラグ骨材）
  - (3) 水  
水は、ブロックの品質に影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。
  - (4) 混和材料  
混和材料は、ブロックの品質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。AE剤、減水剤及びAE減水剤を使用する場合は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）に適合するものでなければならない。
- ## 3. 試 験
- (1) 質量試験  
ブロックの質量試験は、1個当たりの質量を気乾状態で測定して行う。
  - (2) 圧縮強度試験  
ブロックの圧縮強度試験は、JIS A 1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）による。ただし、上記により難しい場合は、ブロックに用いたコンクリートから作製した供試体によってもよい。その場合の試験方法はJIS A 1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）によるものとし、その供試体の作製は、次のいずれかによる。
    - (ア) JIS A 1132（コンクリート強度試験用供試体の作り方）
    - (イ) JIS A 1132により難しい場合は、振動と加圧とを組み合わせる。なお、いずれの場合も、ブロックから切り取ったコアとの相関を得ておかなければならない。また、養生方法は、ブロックとできるだけ同じ条件とする。

令和7年4月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

## 第1編 共通編 第3章 一般施工

9. 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張において、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。  
また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。
10. 受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張において、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。
11. 受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

### 1-3-5-4 緑化ブロック工

1. 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。
2. 受注者は、緑化ブロック積の施工に当たり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。
3. 受注者は、緑化ブロック積の施工に当たり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。
4. 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し工事監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を工事監督員に報告しなければならない。

### 1-3-5-5 石積(張)工

1. 受注者は、石積(張)工の基礎の施工に当たり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。
2. 受注者は、石積(張)工の施工に先立って、碎石、割栗石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。
3. 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリートを打設した後に、裏型枠を取り外し、隙間を埋めておくものとする。  
なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

### 1-3-5-6 大型化積ブロック工

1. 大型化積ブロック(控長35cmのまま大型化した積ブロック)を練積みかつ布積みで施工する場合には、積みブロック同士の一体性を確保するため、積みブロック同士の接合部と胴込めコンクリートの打継ぎ面の高さが揃わないようにしなければならない。
2. 上記1項以外の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

令和7年4月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

## 第2編 河川編 第1章 築堤・護岸

- イ 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を工事監督員に提出するものとする。
  - (ア) 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)
  - (イ) 品質証明書は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
  - (ウ) 品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。
  - (エ) 品質証明書には、「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
  - (オ) 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において、20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。
2. 吸出し防止シートについては、1-2-17-4 河川護岸用吸出し防止シートによるものとする。

### 2-1-3-3 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

### 2-1-3-4 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工の施工については、1-3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。
2. 受注者は、連節ブロックの施工に当たって、盛土箇所、埋立箇所または軟弱地盤箇所に布設する場合は、特に、施工後沈下のないよう入念に地盤<sup>ミシロ</sup>拵えを行わなければならない。また、法面は掘過ぎを避け、不陸のないよう正確に仕上げなければならない。
3. 受注者は、連節ブロックの施工において、展開図を作成する際、**1㎡当たりのブロック質量を満足させるよう配列するものとする。**  
なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。
4. **連節ブロックは、連結線での結束またはシャックル等の金具にて連結するものとする。**
5. 連結線の線径は、表1-5によるものとする。

表1-5 連結線

種別	連結線使用本数										備考
	1本 / ㎡					2本 / ㎡以上					
	㎡当たりブロック質量					㎡当たりブロック質量					
法長	300	320	340	360	380	300	320	340	360	380	
3m	φ = 6mm					φ = 6mm					法長とはブロック一連長のうち、法面部の長さをいう
4m	φ = 8mm										
5m ~ 10m											

令和7年4月1日以降に入札する工事から適用 (変更箇所: 赤)

第2編 河川編 第1章 築堤・護岸

6. 連結線は、引張強度で690N/mm<sup>2</sup>以上の鋼線（品質は 1-2-7-24 その他の鉄線類による）とし、頭部結束は1回半ねじり以上とし、隣の列の鋼線に順を追って結束するものとする。
7. シャックルの径はφ12mm、材質は、1-2-7-2 構造用圧延鋼材の(1)を標準とする。なお、その他の金具を使用する場合は、表1-5に示す連結線と同等以上の引張強度のものとし、工事監督員の承諾を受けること。
8. 鋼線は基本的に連結しないことを原則とする。やむを得ない場合は、工事監督員の承諾を受けた上で、ステンレス鞘管による加圧継手とする。  
鞘管の品質及び規格はSUS304、外径10.5mm、内径6.5mm、L=145mm以上とする。また、連結部は鋼線と鞘管を圧着させ、引張強度は19.5kN以上とする。なお、施工方法及び施工管理等は、施工前に工事監督員と十分協議すること。  
加圧方法は下記を標準とする。(図1-1参照)  
これにより難い場合は、工事監督員と協議すること。

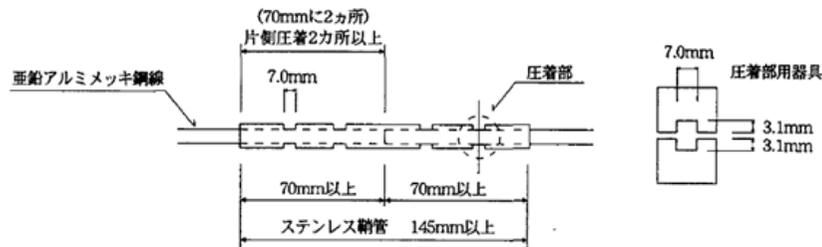
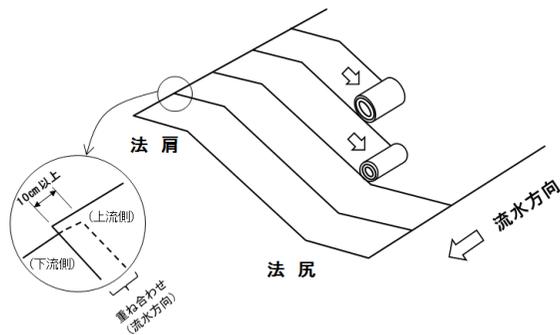


図1-1 ブロックの連結

9. 吸出防止材の重ね合わせ幅は10cm以上とし、布設方法は図1-2のとおりとする。  
なお、吸出防止材の材質は、1-2-17-4 河川護岸用吸出し防止シート による。



[注] 上図のとおり法面（横断）方向には重ね合わせを設けてはならない。

図1-2 吸出防止材の布設方法